

長野県地域防災計画 平成 28 年度 修正(案)に対するご意見と県の考え方

危機管理部危機管理防災課

- 1 募集機関 平成 29 年 1 月 13 日（金）から平成 29 年 2 月 11 日（土）まで
 2 件数 5 件（1 通）
 3 お寄せいただいたご意見と県の考え方

No	お寄せいただいたご意見等	県の考え方（対応等）
1	<p>1. P.11 第 2 章第 1 節 2 風水害に強いまちづくり 今回の加筆箇所全般 「風水害に強いまちづくり」に資する観点から、ア【県が実施する計画】、イ【市町村が実施する計画】について、大幅に記載を行い、対応を強化されていることに敬意を表します。</p> <p>なお、第 2 節 防災の基本理念及び施策の概要の 3 にあるとおり、「県民は、『自分の命は自分で守る』との認識」のもと、【住民等が実施する計画】の項を新設し、一方的に行政に頼るだけではなく、住民自ら風水害が差し迫る状況になった場合においては行政等から提供される情報等の入手手段を確保したり、夜間就寝する際は家庭内におけるより安全な箇所を選択（屋内安全確保の一環）したりすること等を意識してもらってはどうかと料します。</p>	<p>○ ご指摘の内容につきまして、「第 2 章第 1 節 2 風水害に強いまちづくり」は、県及び市町村が行うインフラ整備、防災対応について記載されています。</p> <p>災害が差し迫った状況において住民が的確な避難行動を行うために備える項目については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 章第 11 節 避難の受け入れ活動計画 ・ 第 2 章第 32 節 防災知識の普及計画 <p>に主に記載されております。長野県地域防災計画は、各節毎、記載内容により【住民が行う計画】について項目を設けております。</p> <p>○ また、災害の状況に応じた避難行動について下記の通り追記します。</p> <p>第 2 章第 11 節 避難の受入活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>オ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家族内の役割分担を決めておくものとする。</p> <p>a 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 指定緊急避難場所への立退き避難 ② 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難 ③ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より

安全な部屋等への移動)

- b 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか (テレビ、ラジオ、インターネット等)
 - c 家の中でどこが一番安全か。
 - d 救急医薬品や火気などの点検
 - e 幼児や高齢者の避難はだれが責任をもつか。
 - f 指定緊急避難場所、指定避難場所及び避難路はどこにあるか。
 - g 避難する時、誰が何を持ち出すか、非常持出袋はどこにおくか。
 - h 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所はどこにするか。
 - i 昼の場合、夜の場合の家族の分担。
- (イ) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。
- (ウ) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

第2章第32節 防災知識の普及計画

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

(2) 実施計画

オ【住民等が実施する計画】

(ア) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認

(イ) 災害の状況に応じた避難行動の確認

① 指定緊急避難場所への立退き避難

② 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への立退き避難

③ 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)

		<p>(ウ) <u>災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保</u> (テレビ、ラジオ、インターネット等)</p> <p>(エ) 発災時の連絡方法等 (連絡方法や避難ルールの取決め等)の確認</p> <p>(オ) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認</p> <p>(カ) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認</p> <p>(キ) 備蓄食料の試食及び更新</p> <p>(ク) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策</p> <p>(ケ) 地域の防災マップの作成</p> <p>(コ) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加</p>
2	<p>2. P 7 3 第 2 章第 32 節 防災知識普及計画 第 3 計画の内容</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>(エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</p> <p>(オ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努める。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p>	

	<p>(カ) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止等に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。</p> <p>また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。</p> <p>防災基本計画修正を踏まえ、ア【県が実施する計画】(オ)に加え、イ【市町村が実施する計画】(カ)についても、「保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え」を盛り込んでいることに謝意を表します。引き続き、住民の生活再建に役立てるよう、損害保険の普及・啓発に努めたいと考えます。</p> <p>また、(エ)についても、長野県強靱化計画で記述されたように、一般社団法人日本損害保険協会では、一般市民向け防災意識の啓発・普及を目的とするさまざまな事業に取り組んでいることから、是非活用願いたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児向けの防災教育カード「ぼうさいダック」の作成・普及 ・ 実践的教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及 ・ シルバー「ぼうさい探検隊」プログラム 	<p>第2章第32節 防災知識普及計画 第3 計画の内容(2) 実施計画</p> <p>【ア】 県が実施する計画</p> <p>(エ) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。</p> <p>～現在、長野県地域防災計画では上記のような記載内容となっており、長野県で実施しています県政出前講座「地域の防災力をアップしよう」(危機管理部)等との連携を検討してまいります。～</p>
3	<p>3. P75 第2章第33節 防災知識普及計画</p> <p>1 住民等に対する防災知識の普及活動</p>	

(2) 実施計画

オ【住民等が実施する計画】

住民自らも「保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え」の意識することが大切であることから、住民等が実施する計画にも以下のとおり盛り込むことを要望します。なお、(カ) 記載の転倒防止対策に加えて、家庭内での「耐震診断」等の安全点検や耐震化等の検討も意識してもらってはどうかと思料します。

「(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え」

○「家庭内での「耐震診断」等の安全点検や耐震化～」について
現在、長野県地域防災計画の震災対策編の
第2章第25節「建築物災害予防計画」

第3 計画の内容

2 一般建築物

ウ【建築物の所有者等が実施する計画】

- (ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努めるものとする。
- (イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施するものとする。
- (ウ) 地震保険や共済制度の活用
地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから制度の活用を図るものとする。

～と耐震診断については記載されております。

また、1 住民等に対する防災知識の普及活動

(2) 実施計画 オ【住民等が実施する計画】に

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを追記します。

○また下記2項目に保険・共済等の備えについて追記します。

・風水害対策編 第2章第26節 建築物災害予防計画 第3 計画の内容
2 建築物の水害対策及び水害対策 (2) 実施計画

ア【県(市)が実施する計画】

(オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。

ウ【建築物の所有者が実施する内容】

		<p><u>(イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。</u> ・火山災害対策編 第2章第26節 建築物災害予防計画 第3 計画の内容 1 建築物 (2) 実施計画 ア【県及び市町村が実施する計画】 <u>(イ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</u> イ【建築物の所有者が実施する計画】 <u>(イ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。</u> ・雪害対策編 第1章 第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 10 建築物対策 ア【県が実施する計画】 <u>(オ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</u> ウ【建築物の所有者が実施する計画】 <u>(ウ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行うものとする。</u></p>
4	<p>【火山災害対策編】 1. P 2 7 4 第2章第32節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 1 住民等に対する防災知識の普及活動 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局)</p> <p>火山災害は、火災保険では補償されず、建物や家財について、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償する地震保険に入る必要がある。については、風水害対策編P 7 3と同様に盛り込むことを要望します。</p> <p>「(キ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。」</p>	<p>ご意見について、第2章第32節 防災知識普及計画 第3 計画の内容 (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】 <u>(キ) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図る。</u> を追記します。 また、カ【住民等が実施する計画】に <u>(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> を追記します。</p>

<p>5</p>	<p>【雪害対策編】</p> <p>1. P 3 1 7 第 1 章第 1 節 第 3 計画の内容</p> <p>14 雪害に関する知識の普及・啓発</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(危機管理部・健康福祉部)</p> <p>雪害に対する予防の普及・啓発のほか、自助である保険や共済による備えは大切であるため、(ア)に、風水害対策編P 7 3と同様に以下のとおり盛り込むことを要望します。</p> <p>「e 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え」</p>	<p>ご意見につきまして、第 1 章第 1 節 第 3 計画の内容 (2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>e 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え</u> を追記します。</p>
----------	--	--